

広陵町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模地震発生時における電気に起因する住宅からの出火による被害から、町民の生命、身体及び財産を保護するため、予算の範囲内において広陵町感震ブレーカー設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、感震ブレーカーとは、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、広陵町内の住宅に新品の感震ブレーカーを設置する者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 補助対象者の世帯において町税等を滞納している者がいないこと。
- (2) 規則第4条第2項各号に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとし、本要綱による補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき1回限りとする。

- (1) 自己が所有し、又は居住する広陵町内の住宅に感震ブレーカーを設置する費用（感震ブレーカーを設置する住宅が賃貸目的

の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する費用に限る。) で、町長が必要と認めるもの

- (2) 広陵町内に自らが居住目的で新築する一戸建て住宅に感震ブレーカーを設置する費用で、町長が必要と認めるもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に係る費用 補助対象経費の3分の2以内の額
(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。) とし、40,000円を上限として、町長が認める額

- (2) 前条第2号に係る費用 10,000円を上限として、町長が認める額
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、広陵町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置する住宅の位置図
(2) 品名・規格が明記された領収書の写し(前条第2号に係る領収書を除く。)
(3) 写真(感震ブレーカー設置後の写真)
(4) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、広陵町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付し

ないと決定したときは、広陵町感震ブレーカー設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、当該補助金の交付について町長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第8条 補助事業の実績報告は、第6条に規定する申請によって報告されたものとみなす。

2 補助金の額の確定は、第7条に規定する補助金の交付決定をもって確定したものとみなす。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、広陵町感震ブレーカー設置事業補助金交付請求書（様式第4号）により、補助金の交付請求を町長に対して行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当

と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、広陵町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、申請者に当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、広陵町感震ブレーカー設置事業補助金返還命令書（様式第6号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。